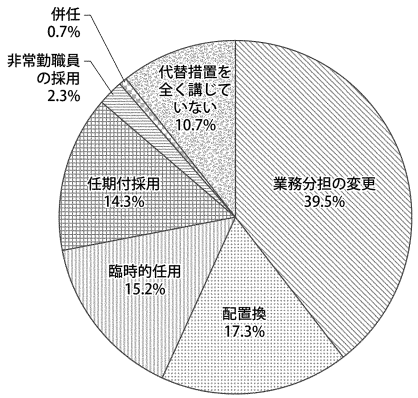
図5-5　代替措置の状況（常勤職員）



エ　職務復帰等の状況

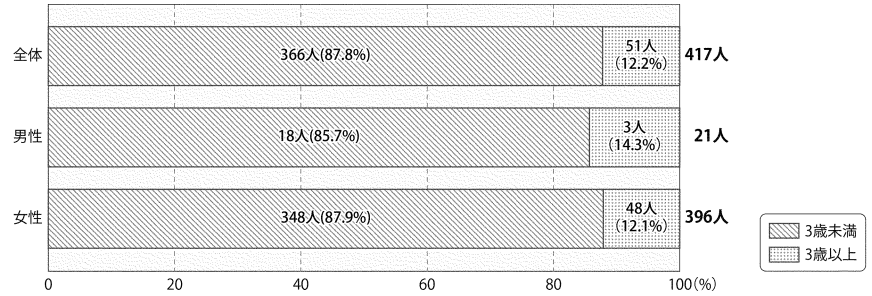
平成25年度に育児休業を終えた者（常勤職員）のうち、育児休業中に退職した者又は職務復帰日に退職した者は、合わせて3.0％となっており、育児休業を終えた者の97.0％（前年度96.3％）が職務に復帰している。

⑵　育児短時間勤務

平成25年度に新たに育児短時間勤務をした常勤職員は図５－６のとおりで、417人（男性21人、女性396人）となっており、前年度に比べ、27人（男性11人、女性16人）増加している。

そのうち、育児短時間勤務の開始時に子が３歳未満の職員は366人（男性18人、女性348人）となっている。

図5-6　育児短時間勤務の取得状況（常勤職員）



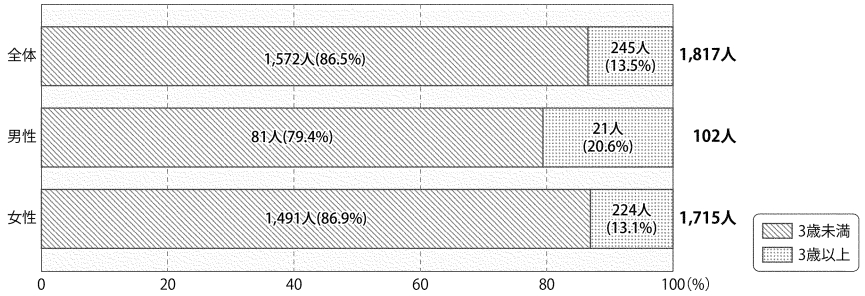
⑶　育児時間

平成25年度に新たに育児時間を取得した常勤職員は図５－７のとおりで、1,817人（男性102人、女性1,715人）となっており、前年度に比べ、245人（男性29人、女性216人）増加している。

そのうち、育児時間の開始時に子が３歳未満の職員は1,572人（男性81人、女性1,491人）となっている。

また、平成25年度に新たに育児時間を取得した非常勤職員は45人（女性45人）となっており、前年度に比べ、１人減少（男性２人減少、女性１人増加）している。

図5-7　育児時間の取得状況（常勤職員）



第５節　自己啓発等休業制度

自己啓発等休業制度は、公務において行政課題の複雑・高度化が顕著となっている情勢に対応できるよう、職員について幅広い能力開発を促進していく必要がある等の観点から、自己啓発等休業法により、自発的に職務を離れて大学等で修学することや国際貢献活動への参加を通じて国際協力に資することを希望する意欲ある職員に対し、職員としての身分を保有しつつ、職務に従事しないことを認めることができる無給の休業制度である。

平成25年度における休業取得者は30人で、休業事由別人数をみると、大学等における修学が28人、国際貢献活動が２人であった。

第６節　配偶者同行休業制度

配偶者同行休業制度は、公務において今後の活躍が期待される有為な職員の継続的勤務を促進し、もって公務の円滑な運営に資する観点から、配偶者同行休業法により、外国で勤務等することとなった配偶者と生活を共にすることを希望する職員に対し、職員としての身分を保有しつつ、職務に従事しないことを認めることができる無給の休業制度である。

配偶者同行休業制度が導入された平成26年２月21日から３月31日までの間における休業取得者は２人、平成26年４月における休業取得者は11人であった。

第７節　災害補償

災害補償制度は、職員が公務上の災害（公務災害）又は通勤による災害（通勤災害）を受けた場合に、その災害によって生じた損害の補塡（補償）と、被災職員の社会復帰の促進及び職員・遺族の援護を図るために必要な事業（福祉事業）を行うことを目的としている。現在、補償法等において12種類の補償及び18種類の福祉事業が定められている。その直接の実施には各実施機関（各府省等）が当たり、人事院は、補償法の完全な実施のため、実施に係る基準の制定、実施機関が行う補償等の実施についての総合調整等を行っている。

１　災害補償の制度改正

次の事項について改正を行い、平成26年４月１日から施行した。

⑴　平均給与額に係る特例措置

平成26年４月１日以降の分として支給される補償等に係る平均給与額については、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律（平成24年法律第２号）等に基づく給与減額支給措置がなかったものとして計算するものとする特例措置を講じた（規則16―０（職員の災害補償）、規則16―２（在外公館に勤務する職員、船員である職員等に係る災害補償の特例）及び規則18―０（職員の国際機関等への派遣）の一部改正）。